

「播磨町」における警報発令時の対応について

1 警報発令（下記の警報）

- (1) 午前7時に「播磨町」に警報が
発令されているとき

臨時休業となります。

※警報は「大雨」「洪水」「暴風」「暴風雪」「高潮」「波浪」「大雪」です。
※NHK・サンテレビ・BANBANテレビ・気象庁のホームページ等で確認してください。

- (2) 午前7時過ぎに警報が発令されたとき

自宅から集合場所に向かうとき、または登校途中に警報が発令されたときは、帰宅させてください。

地区担当教員が通学路等に出向き、連絡・指導をします。

- (3) 登校後に警報が発令されたとき

状況に応じて児童を下校させる、または学校に待機させる場合があります。歩いての下校が危険な場合は、お迎えにきてもらうことがあります。

2 臨時休業

- (1) 児童は自宅学習となり、児童だけの外出は控えてください。

- (2) 翌日の用意は、時間割どおりとします。

3 地震発生時の津波警報発令

- (1) 学校に居る時に津波警報が発令されたとき

児童・職員全員、北・南校舎の3・4階へ避難させます。

※迎えに来られた保護者も3・4階へ避難します。

- (2) 津波警報が解除されたとき

状況によってそのまま待機か、運動場にて引き渡しをします。

※適宜「39メール」にて情報を配信します。